

在日朝鮮人女性に対する複合差別としての ヘイト・スピーチ

もと
元 百合子 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

I. 前書き

「在日問題を広く一般に提起し、在日を特権的に扱う、いわゆる在日特権をなくすこと」を目的として設立された「在日特権を許さない市民の会」(在特会)と当時の会長および「保守速報」管理人—ネット上の匿名の書き込みを選択・編集して発信することを営利事業としている者—を被告(以下、合わせて「被告ら」とする)として、在日朝鮮人(原告の選択によるアイデンティティ表現であり、国籍を問わず、朝鮮半島にルーツのある人々を指す)女性であるフリー・ライター^{リッネ}の李信恵さん(以下、「原告」)は、集中的かつ継続的に受けたヘイト・スピーチ(蔑視、嫌悪、憎悪をむき出しにした暴言、誹謗中傷と過激な差別言辞を多用した示威・街宣活動及びネット上の意図的拡散等の行為)の被害について、2014年8月18日、大阪地方裁判所(大阪地裁)に損害賠償請求を提訴した。筆者はその訴訟において、国際人権法の視点から同地裁に意見書(2015年10月30日付)を提出した。本稿はその意見書を紙幅の制約に合わせて圧縮し、加筆修正したものである。以下に、事案の概要と2016年9月27日に出された一審判決の要旨を簡単に記しておく。

(1) 事案の概要

本件は、在日朝鮮人女性である原告が、被告らによってヘイト・スピーチの標的にされ、1年以上にわたって集中的に民族性と女性性を貶める言辞—「朝鮮人のババア」「ドブネズミ未満のブサイク」「ブスで性格悪くて朝鮮人って」「反日記者」「もう死んでくださいよ」等、原告のすべてを嘲り、人格と尊厳を否定する悪罵—を浴びせられた事件である。基礎事実について争いはないが、被告らは「差別とは無縁の悪口のた

ぐい」「正当な意見論評」などと主張。原告側は、この種のヘイト・スピーチ、とくに偏見や差別の煽動が、日本が締結した人種差別撤廃条約と女性差別撤廃条約に抵触する人権侵害であって、政府には防止と処罰を含む対応義務が課せられていると主張。

(2) 大阪地裁判決

裁判所は、被告らの抗弁と反訴(原告による名誉棄損の主張と損害賠償請求)を完全に退け、在特会が「在日朝鮮人を日本から排斥することを目的に活動する団体」であって、被告らの行為は「在日朝鮮人への差別を助長、増幅させる意図で行われた」ものであり、国内法上「悪質な名誉棄損および侮辱であ(る)」と同時に、日本が締結した人種差別撤廃条約が禁止する人種差別であると判じ、77万円の損害賠償を命じた。損害額の認定に当たっては、「人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定め(る)」必要性が考慮されたと思われる。他方、原告・弁護団が強く主張した複合差別についての判断は回避された。その後、原告側と被告側の双方が控訴し、2017年1月20日現在、大阪高等裁判所に係属中である。

II. 意見書の目的

本件は、日本社会の不均衡な力関係において優位にあるマジョリティの成員である排外主義的な個人と集団が、歴史的に差別、抑圧され、現在も被抑圧的地位にあるグループ(マイノリティ)に対して、組織的、継続的におこなってきた一連の憎悪犯罪(前田朗『ヘイト・スピーチ法研究序説:差別煽動犯罪の刑法学』三一書房、2015年、181頁)の一角をなすものである。同時に、当該集団に属する女性に対しておこなった集中的か

つ執拗な心理的・精神的暴力であって、朝鮮人とりわけ朝鮮人女性に対する偏見・差別と暴力を助長・煽動した事案である。国際人権法に照らせば、その本質は、単なる個人間の侮辱・名誉棄損事件ではなく、社会構造的優劣関係に基づく人権侵害であり、人種（民族）差別と女性差別が交差・複合した複合差別（元 百合子「複合差別概念の有効性に関する一考察」『ジェンダーと法』8号）である。

言うまでもなく、裁判所には、被告らの不法行為の本質を見抜き、動機の悪質性と反社会性、危害の性質と被害の程度を的確に評価し、損害額認定に反映させることが要請されるが、差別禁止法の整備が遅れている現状では、人種差別撤廃条約と女性差別撤廃条約をはじめ、関連する国際人権基準を適用・援用することが不可欠である。こうした視点から本意見書は、被告らの不法行為の人権侵害性について、複合差別の側面に焦点を当てて、条約規定をはじめ関連する国際人権基準を紹介・解説し、関連する国内法の解釈・適用に役立たせ、本件審理に貢献することを目指す。なお、人種差別撤廃条約違反の側面については、前田朗教授による意見書「国際人権法における差別とヘイト・スピーチの禁止」（同裁判支援の会ホームページ<http://rindashien.tumblr.com/>に掲載）が別途提出されている。

Ⅲ. 女性差別としての「女性に対する暴力」

ここでは、被告らの不法行為が、女性差別撤廃条約によって禁止された「女性に対する暴力」に相当することを明らかにすることで、原告の被った苦痛や損害の適正な評価に資したい。

（1）定義、禁止される暴力の形態、発生領域、影響を受ける人権

女性差別撤廃条約（1979年採択）第1条は、同条約の適用上の「女性に対する差別」を「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は

目的を有するものを言う」と規定している。採択当時の時代的・社会的背景から、同条約には「女性に対する暴力」に関する直接の規定が置かれていないが、現在、「女性に対する暴力」は、同条約によって禁止されている女性差別の一形態であり、その撤廃は同条約の理念と諸規定を実現する上での最重要課題の一つであるという解釈が、条約機関（女性差別撤廃委員会）によって確立されている。1993年に国連総会が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（以下、暴力撤廃宣言）の前文は、次のように述べている。「女性に対する暴力は、歴史的に男性による女性差別と支配をもたらし、女性の完全な発展を妨げてきた男女間の不平等関係の現れであり、男性に比べて従属的地位に女性を押し込める重大な社会構造の一つであることを認め（る）」。

第1条は続いて、「女性に対する暴力」を「肉体的、精神的、性的または心理的損害又は苦痛が結果的に生じるか、もしくは生じるおそれのある、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的または私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制または自由の恣意的な剥奪を含む」と定義している。

第2条（a）項は、主要な形態の暴力を「一般社会において発生する身体的、性的および心理的暴力であって、職場、教育施設およびその他の場所における強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントおよび脅迫、女性の売買および強制売春を含む」と例示している。つまり、国際人権法が禁止する女性に対する暴力は、①身体的・性的暴力に限定されず、心理的危険または苦痛を生じさせる行為、およびそれらの行為の威嚇、強制または恣意的な自由の剥奪、またはその恐れのあるものであって、②私的空間のみならず、社会生活のあらゆる領域のあらゆる人間関係において発生する広範囲のものともみなされている（女性差別撤廃委員会による「一般的勧告12」と「一般的勧告19」）。

被告らが街宣やインターネットを媒体として行った不法行為は、公的空間でおこなわれた心理的・精神的暴力として、①と②の要件に合致している。人間が肉体と精神からなる生き物である以上、心理的・精神的暴力は、身体的暴力

と同等に、時には身体的暴力以上に被害女性を痛めつけ、委縮させ、服従させるのに効果的であり、加害者はそれを知ればこそ多用する。ただ、公的・私的領域を問わず、男女の不平等と男性による女性への暴力に寛容な社会における「女性に対する暴力」は、被害者による抵抗や支援・救済制度へのアクセスが困難なために継続される。そのため、被害者の心身に与える苦痛とダメージが増大し、回復もしばしば困難になる。とくに心理的・精神的暴力の被害は、身体的暴力に比べて見えにくいので、救済が遅れ、結果的にそうした社会構造を維持、強化しがちになる。

「女性に対する暴力」が重大な人権侵害になるのは、そうした直接の被害に加えて、その他の人権及び基本的自由の享受をしばしば害し、あるいは無効にする（女性差別撤廃委員会「一般的勧告19」と「一般的勧告28」）からである。侵害されやすい人権には、「あらゆる形態の差別から自由である権利」や「到達可能な最高水準の身体的および精神的健康に対する権利」が含まれる（暴力撤廃宣言3条）。まさに、被告らの行為によって原告が享受を妨げられた人権である。また、被告らの暴言・悪罵には、フリー・ライターである原告を屈服させ、沈黙させる意図、すなわち原告による表現の自由の行使を脅かす意図が露呈している。詳細は後述するが、そこには、マイノリティの表現の自由、政治活動の自由の行使、とくに権力に対する批判的言論に対する不寛容と、暴力による抑制という人権問題が含まれている。

（2）締約国の撤廃義務

女性差別撤廃条約は、前文で、女性差別が権利の平等原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反すると明言し、「締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、そのため次のことを約束する」（第2条）として締約国の義務を定め、とるべき具体的な措置を列挙している。その中には（b）女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他、適当な場合には制裁を含む措置、および（c）「女性の権利の法的な保護を男性との平等を基礎として確立

し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女性を効果的に保護することを確保すること」がある。

当然、この規定は女性に対する暴力にも適用されるから、暴力の防止、調査、訴追と処罰が締約国の義務とされる。義務の程度は、「相当の注意義務」に留まり、それらの措置が十分にされていない状態が直ちに条約違反とみなされる訳ではないが、すべての適切な措置を遅滞なく講ずることが要請される。それには、被害者のニーズに応じた包括的援助の提供、加害者の処罰と被害救済のための法整備、被った損害に対する公正かつ実効的な救済を受ける権利の保障などが含まれる（女性差別撤廃委員会「一般的勧告19」と「一般的勧告28」）。

マイノリティ女性、とりわけ外国籍女性が暴力に晒されやすく、救済も受けにくいといった問題については、暴力撤廃宣言第4条（1）が、「特に暴力を受けやすい女性に対する暴力の撤廃に向けた措置をとること」を要請している。人種差別撤廃委員会もそれを踏まえて、「日本政府第7-9回合同報告書」の審査後に発表した「最終見解」の中で、政府に対し「移民、マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力の問題に、彼女らに対する暴力の全ての形態を起訴し制裁することによって、実効的に取り組むため、並びに被害者が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできることを確保するための適切な措置をとることを勧告」している。

IV. 複合差別

以上のような条約規定に照らせば、本件被告らによるヘイト・スピーチは、女性差別の発現としての暴力であると言える。ただし、女性一般が受ける暴力とはその本質において大きく異なる。原告の民族的出身に対する強い嫌悪感・憎悪、すなわち人種主義と結びついているからである。

（1）複合差別概念と国際人権条約

ほぼすべての人は、複数の社会的関係を取り結んで生きており、それに関連する多元的アイデンティティを持ち、「人種」、民族的出身、性

別、宗教、法的・社会的地位、障害、性的指向などに基づく社会的カテゴリーに分類される。そのほとんどに抑圧と序列化の権力関係が内在しているから、多くの人々は複数の抑圧構造の中に身を置き、複数の事由に基づく偏見や差別とそれによる不利益を経験する。

とりわけ、マイノリティ女性の多くは、帰属集団に対する差別に加えて集団内外における女性差別に遭遇する。その結果、同じ集団の男性の経験とは異なる複合差別を経験し、より大きな不利益を受ける。さらにその事実が集団内では軽視ないし看過されやすく、女性たちの意見やニーズが集団内の政策決定や活動に反映されにくいことなど、差別が絡み合い、相互作用する複雑な抑圧構造の中で生きることを余儀なくされている。同一集団・カテゴリー内の多様性、不均衡な力関係、抑圧構造、階層分化と格差は、看過、軽視ないし隠蔽され、マイノリティ女性は、「女性」のカテゴリーにおいても、「人種」や民族といったカテゴリーにおいても不可視化されてきた。差別の複合によって、最も脆弱な地位に置かれ、最も保護と救済を必要とする人々の経験やニーズには十分な関心が払われず、それらの人々を代表しているはずの社会運動体からも、特別な取組みを必要とする問題として認識されてこなかった。

20世紀後半に目覚ましい発展を遂げた国際人権法とその保障制度も長年、そうした差別の重層構造の問題に十分に対応して来なかった。人権と基本的自由の享受を妨げる主要因ともいべき差別の撤廃を重要視してきたものの、あたかもあらゆる差別は単一の次元で発生するかのよう、時には相互排他的問題であるかのよう、個人の経験や事象を差別事由ないし権利主体ごとに分解・分離して扱っていた。

しかし、そうしたアプローチでは、問題の一面的把握にとどまり、効果的対応がなされないばかりか、差別の複合状態が隠蔽され、維持されてしまうといった弊害さえ起きる。女性差別撤廃条約も、起草・採択当時に支配的であった本質主義的女性観を反映して、女性内部の多様性と不均衡な権力関係を不問にし、複合的差別に苦しむマイノリティ女性を不可視化するという限界を抱えてきたが（阿部浩己「女性差別撤廃条約の〈脱女性化〉?」『ジェンダーと法』8号）、1995

年の北京女性会議以後、条約機関が次第に問題関心を高め、2010年には、「性別やジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康状態、社会的地位、年齢、階層、カーストおよび性的指向や性的アイデンティティなど、女性に影響を与える他の要素と密接に結びついている。性別やジェンダーに基づく差別は、そのようなグループに属する女性に、男性とは異なる程度もしくは方法で影響を及ぼす可能性がある」と認識し、複合差別が「条約第2条に規定された締約国が負うべき一般的義務の範囲を理解するための基本概念である」と断言するようになる。

人種差別撤廃委員会も「人種差別のジェンダーに関係する側面に関する一般的勧告25」（2000年）を発表し、「人種差別は、常に男性と女性に同等に、また同じ様に影響するとは限らない。女性にのみ、もしくは主として女性に対して、男性に対するのとは異なる態様と深刻さで影響を及ぼす状況がある。そうした人種差別は、公的および私的生活における男性と女性の経験の違いがきちんと認識されていなければ、気付かれないままにされることが多い」と指摘していた。以後、両委員会は、活動に複合差別の視点を取り入れてきた。国連人権理事会がマイノリティ問題を議論する際も、もはや複合差別の視点が欠落することはない。日本が昨年批准した障害者権利条約や昨年開催された先住民族世界会議の成果文書にも、複合差別の視点が入った（詳しくは、元百合子「マイノリティ女性に対する複合的差別と国際人権条約」『ジェンダー法研究』第3号、2016年参照）。

（2）複合差別の主要形態と事例

上述したように、差別の複合を形成する要因は多様であり、宗教、法的・社会的地位、障害、性的指向などと女性・ジェンダー差別との複合も大きな問題ではあるが、ここでは、本件との関連で人種（民族）差別と女性・ジェンダー差別との複合に焦点を当てる。

国連人権理事会の「人種主義、人種差別、外国人嫌悪と関連する不寛容の現代的形態に関する特別報告者」は、複数の国連加盟国に対する訪問調査を含む広範な調査と研究に基づく報告書（2012年）の中で複合差別に触れ、次のように

指摘する。

「女性と少女はしばしば、人種、皮膚の色、世系ないし民族的出身とジェンダーを含む事由に基づく複合的形態の差別に苦しんでいる。それらの女性たちは、教育、公的・政治的生活、健康、労働市場へのアクセスといった主要な分野において（被差別）男性よりも常に周縁化され、差別されており、人身売買、人種的迫害、性的搾取やDVの被害を特に受けやすい状態にある」。

これに該当するのは、先住民族、世系による被差別集団、移民、移住労働者、難民、庇護申請者などの外国籍者、無国籍者などのグループに属する一ないしは属するとみなされる一女性たちである。日本では、アイヌ民族、国連では先住民族として認められている沖縄の人々、被差別部落、在日朝鮮人などの外国籍住民、移住労働者、難民とその家族、日本人の配偶者として生きる女性たち—その多くは、アジア諸国出身者—などである。

人種差別撤廃委員会は、「(そうした被害を受けた)女性たちは、法(とその執行)制度にあるジェンダー・バイアスと私的領域における女性差別といった、ジェンダーに関係する障害によって、人種差別に関する苦情申し立てや救済の制度(があっても、そうした制度)にアクセスできないという更なる困難に直面する」と指摘する(前掲「一般的勧告25」)。女性差別撤廃委員会は、「(女性差別撤廃)政策では、締約国の司法管轄下にある非市民、移住者、難民、庇護申請者、無国籍の女性を含むすべての女性を権利主体と認識しなければならない。その際、最も周縁化され、様々な形態の複合差別によって苦しむ可能性のある女性の集団を特に重視すべきである」と述べている。さらに「複合差別とそれが当該する女性たちに及ぼす否定的影響を認識し、法的に禁止する」こと、および「適当な場合は、条約第4条1項および一般的勧告25に従った暫定特別措置(いわゆるアフーマティヴ・アクション)を含めて、複合差別の発生をなくすための政策や計画を採用し実施すること」を締約国の義務として勧告している(前掲「一般的勧告28」)。

日本の場合、政府は一貫してマイノリティ女性に無関心であり、国連人権機関から繰り返し返さ

れてきた勧告を事実上無視し、実態調査さえ行わず、マイノリティ女性の人権状況を把握していない。国内での女性政策や関連する措置の策定・実施において「考慮に入れている」と主張するが、マイノリティ女性の状況やニーズに適合する特別な措置を策定・実施する必要性を認めず、マイノリティ女性に影響する事柄の決定過程に、当事者の効果的参加を保障することはない。

(3) 本件における複合差別とその加害性

被告ら排外主義者たちは以前から、在日朝鮮人を攻撃するに当たり、その中の相対的弱者を標的とし、攻撃効果の最大化を図ってきた。子ども、少女・女性、高齢者といったマイノリティ集団の中の被傷性(vulnerability)の高いグループである。いわゆる北朝鮮によるロケット発射や拉致問題など、日朝間に外交上の問題が起きるたびに朝鮮学校生徒児童に対して駅や路上での暴言・暴行が頻発し、朝鮮学校女子生徒に対するチョゴリ切裂き事件、京都朝鮮初級学校襲撃事件、原告以外の在日朝鮮人女性(ともしき女性)に対して路上で暴言を浴びせた事件、在日朝鮮人高齢者の集住する宇治市ウトロ地区に押しかけておこなったヘイト街宣など、枚挙に暇がない。

原告が被告らによる集中攻撃的にされたのは、偶然ではない。それは、被告らの放ったヘイト・スピーチから明らかである。原告が民族的出身と女性という属性を併せ持ち、しかもそれを大切に、被告らが街宣やネット上で繰り返し広げたヘイト・スピーチに対して沈黙せずに反論し、対等に議論しようとしたこと、さらにジャーナリストとしての原告の活動—日本社会と大和民族への恭順と同化を拒否し、朝鮮半島に対する植民地支配とそれに関連する未清算の諸問題、戦後も継続されている民族差別を批判的に報道してきたことなど—が、被告らから見れば、許しがたい行為であることが理由であろう。

在日朝鮮人にたいする被告らの強い嫌悪感、蔑視と憎悪の根底には、日韓関係の近現代史に関する無知と誤解、過去の侵略と植民地支配への無反省、自民族優越観(人種主義の構成要素)と植民地主義的心性があることが、彼らの発した言辭に露呈している。日本社会における

民族蔑視のヘイト・スピーチ、官民を問わず要職にある男性による女性蔑視発言や職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対する社会の許容度の高さと社会全体における女性の地位の低さは、いわゆる先進国の中で群を抜いている。日本政府報告書審査のたびに、女性差別撤廃委員会から度重なる勧告を受けてきた所以である。

そうした状況下で被告らは、日本人男性として自らの民族的かつジェンダー的優位性に依拠し、専ら人種主義的かつ女性差別的言辭を多用して、原告の人間性、尊厳と人権を全面的に否定するという激しい攻撃を加えたと考えられる。それは、原告個人に向けられたものであると同時に、在日朝鮮人全体、わけても在日朝鮮人女性に対する蔑みと威嚇のメッセージであり、原告はその「見せしめ」とされたのである。本件の原告が経験したように、極度に口汚い悪罵の反復によって継続的になされる人間性、尊厳と人権の全面的否定による精神的苦痛は、身心の健康状態の悪化につながることも多く、一概に身体的・精神的被害より軽度であると断定することはできない。

在特会と元会長らは人種主義的観点から、自己の帰属する日本社会のマジョリティと在日朝鮮人との差異を絶対化し、後者を他者化した上で劣等な集団と断定し、絶対に分かり合えず、共生できない集団、排除、排斥すべき集団として描き出し、貶めるヘイト・スピーチを繰り返した。とくに原告に対しては容姿の揶揄を含めて、「朝鮮人のババア」や「ドブネズミ」といった極めて低次元の侮辱的言辭を多用しつつ、「ノブエが発狂している」といった誹謗中傷を連続的に行った。

被告の保守速報管理人が、差別と憎悪の煽動を目的に、2チャンネルへの投稿から意図的に選び、自己のブログに転載して拡散した原告に対するヘイト・スピーチは、匿名性による安心感からか嫌悪感や憎悪がさらに露骨であり、非人間化による低劣な侮辱言辭が多用されている。いわく「寄生虫のくせに厚かましいグックババアやな」、「ドブネズミ未満のブサイクwリ・シネ」「サーチナで日本批判記事を書く雌チョン」、「ブスで性格悪くて朝鮮人って」といったものから、「キムチ臭いブスは消えろ」、「このバ

バア敵国のネットで温々となにやっつてんだよ帰れやwww」と言った露骨な排斥まで、複合差別の要素がさらに顕著である。

名誉回復する機会も手段もないまま長期にわたって集中砲火を浴び続けた原告の苦しみは、そういった攻撃を受ける心配のないマジョリティには推測することすら困難だが、それらのヘイト・スピーチは当然、原告だけではなく、多くの在日朝鮮人、とりわけ女性たちに大きな衝撃、苦痛、屈辱感、不安、恐怖などを与えている。街頭にせよインターネット上にせよ公共的な場や媒体を利用して、被告らが意図的、継続的に発信・拡散したヘイト・スピーチの届く範囲は極めて広い。原告に対する名指しの攻撃であっても、在日朝鮮人女性の多くは、それが原告の民族性と女性性に対する複合差別の発現であることを見抜き、同じ属性を持つ自分自身に向けられたものとして受け止め、差別と暴力の煽動に怯え、それを野放しにすることで事実上容認している社会で生きることに孤立感や強い不安を感じている。

人種差別撤廃委員会は、「人種主義的ヘイト・スピーチと闘う」と題する「一般的勧告35」(2013年)の中で、人種主義的ヘイト・スピーチの対象にされる集団、すなわち、先住民族、世系に基づく集団、ならびに移住者または市民でない者(外国籍者)の集団に属する女性およびその他の脆弱な集団の女性に対して向けられるヘイト・スピーチに注目し、それと闘う必要性を強調し、「保護される集団の構成員に対するステレオタイプ化やスティグマの押しつけも、懸念や勧告の対象(である)」と述べている。それはまさに、被告らが原告を含む在日朝鮮人女性に対しておこなったことである。

しかも、ホロコーストやルワンダ等での集団殺害といった歴史的事実が示すように、ヘイト・スピーチと物理的暴力の距離は近い。関東大震災時(1923年)に官民合同で行った在日朝鮮人集団虐殺の前にも流言飛語(ヘイト・スピーチ)による暴力の煽動があり、特に女性が性的凌辱を伴う残忍な殺され方をしたことが記録されている(山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺—その国家責任と民衆責任』創史社)。こうした事実を踏まえれば、煽動による暴力の蓋然性、切迫性が当事者には強く感じられるのも無理はない。

「客観的に」弱いと看做す根拠もない。

V. 民族的マイノリティの特別な権利

次に、原告が、あらゆる差別とその発現の形態である暴力や迫害から自由である権利（平等権）を含めて、国際人権法が全ての人に保障する一般的人権の享有主体であると同時に、日本社会の民族的マイノリティの成員として、集団的アイデンティティに対する攻撃や差別から護られる権利を持つことを強調したい。

自由権規約27条は、「民族的、宗教的又は言語的マイノリティが存在する国において、当該マイノリティに属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定している。起草当時の国際社会の規範意識水準を反映した消極的文言が採用されているものの、国連人権機関による解釈によれば、同条は、該当するマイノリティ集団の成員に対して「特別な権利」を与えており、締約国にはその保障のための積極的措置を義務付けている。「特別な権利」とは、帰属グループの集団的アイデンティティを否定されず、維持・発展させる権利、帰属集団に影響する決定過程への参加権などである（国連文書E/CN4/Sub.2/AC/5/2001/2）。適用対象となるマイノリティの定義は未確立ではあるが、外国籍であることは除外理由にはならないとされており、日本社会の民族的マイノリティである在日朝鮮人は「特別な権利」の享有主体である。

VI. 国内法令解釈基準としての国際人権法の適用の必要性

現行憲法秩序の下では、日本が締結した条約と確立した国際慣習法は、そのまま国内法的効力を与えられて、日本の国内法の一部を構成する。しかも、日本では法律は、効力順位において国際法の下位に位置づけられているのであるから、法律の解釈に当たっては、上位に位置する国際法に抵触しないように、あるいは国際法に適合するように解釈することが憲法の要請であり、日本政府の公式見解でもある（阿部浩己『国際人権法と日本の国内法制』日本国際法学会編『日

本と国際法の100年』三省堂）。

とりわけ、日本の国内法令が差別禁止やマイノリティの権利保障に関する明示的規定を欠く現状において、本件事案の審理には、関連する国際法規を適用・援用することが不可欠である。適用すべき国内法が見いだせない場合、「裁判所は、直接条約を援用し、条約の規定に基づいて判決を下すことができる」ことは、日本政府も明言している（齊藤恵彦訳『国際人権規約委員会 第12会期第320会合検討記録』『部落解放研究』29号）。これは、規定の自動執行力が認められた自由権規約についての発言ではあるが、自動執行力のない条約規定の場合も間接適用の道がある。仮に関連する条約の自動執行性や直接適用性を認めないとしても、国際人権法を憲法のみならず私法を含めた国内法令の解釈基準とすることは可能であり、それは実際に、近年日本の裁判実務の中で少なからず採用されてきた。国家が引き受けた国際義務を履行する主要な担い手としての司法に期待される責務と言えよう（前掲、阿部浩己『国際人権法と日本の国内法制』）。

各種の宣言（国連総会決議）や条約機関の「一般的意見」や「一般的勧告」、政府報告書審査結果の「総括所見」など、法的拘束力を備えない文書も国際人権基準の発展に寄与してきたのであり、一概にその法的意義を否定することは正しくない。特に、それらの文書に示された条約機関一条約の履行を確保するために条約に基づいて設置された機関一による条約解釈は、国際的に最も権威あるものであり、締約国一裁判所はその一部である一には、最大限誠実に受け止めることが要求される（申恵丰『人権条約の現代的展開』信山社）。

VII. まとめ

本件は、損害賠償請求の形を採っているが、原告の提訴動機はこの種の人権侵害の防止と差別のない社会の実現への切望である。その意味で、一審判決が、京都朝鮮学校襲撃事件、徳島県教組襲撃事件の判決を踏襲して、被告らの不法行為を人種差別と判じ、条約の趣旨から損害賠償金額を考慮すべきことを認めたことは、歓迎される。原告の目前で名指しで侮辱したことや、ネット上のヘイト・スピーチの悪質性が認

められたことも評価できる。

しかし、女性性を攻撃材料にして継続的に行った激しい言葉の暴力が女性差別であり、本件の場合、人種差別と複合した差別であることは認められなかった。筆者は、意見書では推測的書き方をしたが、その後（2016年5月）、大阪地裁における被告人本人尋問で、在日朝鮮人の中であえて原告を集中攻撃の標的に選んだ理由を問われた在特会元会長は、裁判官の前で「女性だから」と認めたのである。それでも、判決に「女性差別」の言葉はない。判断の回避は、被告らの不法行為の人権侵害性を過小評価したことになり、女性に対するこの種の暴力を間接的にせよ、容認する効果を持つ。その意味で、日本社会の様々な領域に蔓延する複合差別を助長し、それを許容しないという社会的規範の形成を妨げることが危惧される。控訴審には、国際人権基準に適合する審理とそれに基づく判断を期待したい。